赤字解消・激変緩和措置計画〔実績〕（太子町）

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	40	太子町

Ⅰ．赤字の発生状況

Ⅰ-（１）法定外繰入金の状況

様式5　平成28年度　国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

（単位：円）

決算補填等目的									
決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			
保険料の収納不足のため ①	累積赤字補填のため ②	医療費の増加 ③	後期高齢者支援金等 ④	公債費等、借入金利息 ⑤	高額療養費貸付金 ⑥	保険料（税）の負担緩和を図るため ⑦	地方単独の保険料（税）の軽減額 ⑧	任意給付に充てるため ⑨	小計 ①～⑨
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※その他は、理由別に区分けして貼付してください。

（単位：円）

決算補填等以外の目的												合計
保険料（税）の減免額に充てるため ⑩	地方単独事業の医療給付費波及増等 ⑪	保健事業費に充てるため ⑫	直営診療施設に充てるため ⑬	納税報奨金（納付組織交付金等） ⑭	基金積立 ⑮	返済金 ⑯	その他 一部負担金の減免額の補填 ⑰	その他 多子世帯支援奨励金 ⑱	その他（解消すべきもの） ⑲	その他 ⑳	小計 ⑩～⑳	㉑＝①～⑳
2,000,000	2,091,000	826,556	0	0	0	0	0	0	0	0	4,917,556	4,917,556

（千円）

(A)解消すべき法定外繰入金（国定義） ①～⑨	0
(B)解消すべき法定外繰入金（大阪府定義） ①,③～⑨,⑩,⑭,⑮,⑰～⑲	2,000

【確認事項】　赤字がある場合で、平成３０年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

□確実に赤字を解消する見込み（赤字解消計画の策定をしない）。
■赤字を解消する見込みが不明または困難（計画を策定する）。

Ⅰ-（２）繰上充用金の新規増加額（C）

（千円）

	平成27年度	平成28年度	新規増加額（C）
繰上充用金	0	0	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

Ⅰ-（３）赤字額

（千円）

国　定　義	(D)=(A)+(C)	0
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	2,000

Ⅰ-（４）赤字の原因

○独自減免分に係る法定外繰入
　町の施策として、低所得者対策を行っており、町独自の減免を行っている。

Ⅱ．赤字の解消計画〔実績〕

Ⅱ－（１）赤字解消のための基本方針

令和５年度まで低所得者対策として町独自の減免を実施し、その財源として一般会計より繰入を行っていた。
令和６年度から大阪府国民健康保険運営方針に基づく減免基準に統一したため、赤字は解消された。

Ⅱ－（２）赤字解消のための具体的取組

令和６年度から減免基準を大阪府国民健康保険運営方針に基づく基準にしたため、町独自減免に係る財政措置が不要となり、赤字は解消された。

Ⅱ－（３）赤字解消の年次計画（実績）

（総括表　国定義）

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

（単位：千円）

	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和２年度	第4年次 令和３年度	第5年次 令和４年度	第6年次 令和５年度	最終年次 令和６年度	合計
法定外繰入の解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－								0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計　赤字解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（総括表　大阪府定義）

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

（単位：千円）

	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和２年度	第4年次 令和３年度	第5年次 令和４年度	第6年次 令和５年度	最終年次 令和６年度	合計
法定外繰入の解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	64	153	▲ 217	0	0	0	2,000	2,000
	－	3.20%	7.65%	▲10.85%				100.00%	100.00%
残額	2,000	1,936	1,783	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0
繰上充用金の新規増加額解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計　赤字解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	64	153	▲ 217	0	0	0	2,000	2,000
	－	3.20%	7.65%	▲10.85%				100.00%	100.00%
残額	2,000	1,936	1,783	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0

Ⅲ．激変緩和措置計画〔実績〕

Ⅲ－（１）府統一基準に向けた基本方針

被保険者の急激な負担の増加を抑えるため、激変緩和措置を導入し、令和６年度から大阪府国民健康保険運営方針に基づく減免基準に統一した。

Ⅲ－（２）激変緩和の年次計画（実績）

		現状 平成29年度	第１年次 平成30年度	第２年次 令和元年度	第３年次 令和２年度	第４年次 令和３年度	第５年次 令和４年度	第６年次 令和５年度	令和６年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
１　保険料・税区分		料	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
２　保険料率（医療）	所得割（割合）	6.65%(50.97%)	7.48%(50.52%)	7.63%(49.84%)	8.1%(49.97%)	8.45%(49.65%)	8.71%(49.17%)	9.06%(49.89%)	統一	激変緩和措置等を活用し、保険料の急激な上昇を抑え、令和6年度より府統一基準とした。
	均等割（割合）	24,360円(33.98%)	28,080円(35.02)%	26,453円(33.09%)	26,650円(31.97%)	27,120円(31.29%)	30,180円(32.18%)	31,659円(31.66%)	統一	
	平等割（割合）	19,740円(15.05%)	21,120円(14.46%)	24,715円(17.07%)	26,850円(18.06%)	29,320円(19.06%)	30,065円(18.65%)	31,579円(18.45%)	統一	
	賦課限度額	54万円	58万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
２　保険料率（後期）	所得割（割合）	3.12%(49.44%)	2.45%(48.79%)	2.6%(49.98%)	2.66%(50.83%)	2.66%(49.52%)	2.66%(50.34%)	2.89%(51.26%)	統一	激変緩和措置等を活用し、保険料の急激な上昇を抑え、令和6年度より府統一基準とした。
	均等割（割合）	11,940円(35.74%)	9,000円(36.04%)	8,963円(33.17%)	8,550円(31.64%)	8,600円(31.64%)	8,600円(30.76%)	9,427円(30.47%)	統一	
	平等割（割合）	9,060円(14.82%)	6,900円(15.17%)	8,246円(16.85%)	8,450円(17.53%)	9,040円(18.84%)	9,040円(18.91%)	9,679円(18.27%)	統一	
	賦課限度額	19万円	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	令和６年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
２　保険料率（介護）	所得割（割合）	2.34%(49.81%)	1.95%(42.29%)	2.31%(52.43%)	2.57%(52.43%)	2.45%(50.18%)	2.48%(45.74%)	2.58%(47.07%)	統一	激変緩和措置等を活用し、保険料の急激な上昇を抑え、令和6年度より府統一基準とした。
	均等割（割合）	10,380円(34.98%)	10,080円(40.36%)	14,223円(47.57%)	14,700円(47.57%)	15,400円(49.82%)	17,306円(54.26%)	18,242円(52.93%)	統一	
	平等割（割合）	5,700円(15.21%)	5,580円(17.35%)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	16万円	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
３　保険料の減免基準		据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	統一	経過措置期間中に減免要綱等を整理し、令和6年度から減免基準を統一した。
４　仮算定の有無		有り	有り	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
５　本算定の時期		７月	７月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
６　納期数		12ヶ月	12ヶ月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
７　一部負担金の減免基準		据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	統一	経過措置期間中に減免要綱等を整理し、令和6年度から減免基準を統一した。

上記のとおり提出します。

令和　７年　８月２６日
大阪府知事　　吉村　洋文　　様

保険者名　　太子町

代表者名　　太子町長　田中　祐二　　印

別紙　　赤字解消の年次計画〔実績〕　（内訳表）

（単位：千円）

	区分	項目	対象額	第１年次 平成30年度	第２年次 令和元年度	第３年次 令和２年度	第４年次 令和３年度	第５年次 令和４年度	第６年次 令和５年度	最終年度 令和６年度	合計
①保険料収納不足のため	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②累積赤字補填のため	国	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③医療費の増加	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④後期高齢者支援金等	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤公債費等、借入金利息	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥高齢者療養費貸付金	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦保険料（税）の負担緩和を図るため	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧地方単独の保険料（税）の軽減額	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨任意給付に充てるため	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩保険料（税）の減免額に充てるため	府	解消額	－	64	153	▲ 217	0	0	0	2,000	2,000
		解消率	－	3.20%	7.65%	▲10.85%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	100.00%
		残　額	2,000	1,936	1,783	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0
⑭納税報奨金（納付組織交付金等）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮基金積立	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰その他（一部負担減免額の補填）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑱その他（多子世帯支援奨励金）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑲その他（解消すべきもの）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0